

各務原市成年後見支援センター主催

福祉支援者のための
成年後見学習会

日常生活自立支援事業と成年後見制度
～事例紹介をとおして～

日時:令和5年3月8日(水)
13:30~15:00

会場:産業文化センター2階第3会議室
各務原市那加桜町2丁目186番地

対象:介護支援専門員・相談支援専門員・
施設職員・MSWなど

参加費**無料**

先着20名

●内容●

日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いや利用のポイント等
権利擁護センターの役割について
学びます。

- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い。
- 各制度の利用のポイントやタイミング。
- 権利擁護センターの役割。

●申込・問い合わせ●

各務原市社会福祉協議会 権利擁護センター

電話:058-322-5118

FAX:058-382-3233

メール:kouken@kakamigahara-shakyo.jp

●申し込み方法●

Googleフォーム・電話・メール

FAX(裏面の申込み票を送信してください。)



成年後見学習会申込票

送信先（FAX）：**058-382-3233**

（各務原市社会福祉協議会 権利擁護センター宛）

送信日時 令和 年 月 日 時 分

参加者氏名	職種（該当するものを囲む） 介護支援専門員・相談支援専門員 施設職員・MSW その他（ ）
施設・事業所名	
電話番号	
質問等 （手続きや利用方法、後見人の業務内容など、成年後見制度に関して、質問等があればご記入ください。）	

問合せ先 各務原市社会福祉協議会 権利擁護センター
電話058-322-5118